

令和8年度発達障害関係予算要望事項 に対する回答書



内容

1	共通項目（家庭・福祉・教育・就労の連携）	3
	「トライアングル」プロジェクトの強化と家庭との情報共有	3
2	障害福祉	3
	（1）発達障害のある人への支援	3
	（ア） 児童発達支援事業所と放課後等デイサービス事業所の拡充	3
	（イ） 発達障害を持つ人の交流の場の拡充	3
	（ウ） 発達特性によるひきこもり支援	4
	（エ） 大人の発達障害者に対する社会性や自己理解を深める訓練の場の拡充	5
	（オ） 頼れる家族のいない発達障害者への支援策の確立	5
	（2）家族支援の拡充	5
	（ア）親支援の対象年齢の引き上げ	5
	（イ）きょうだいと配偶者への支援	6
	（ウ）レスパイトケアの拡充	6
	（3）発達障害に対する啓発周知の工夫	6
	（4）相談窓口の柔軟な対応	7
	（5）発達障害の専門医や療育機関の不足と地域格差の解消	7
3	教育	7
	（1）合理的配慮とインクルーシブ教育システムの充実	7
	（ア）教職員対象の発達障害に関する外部専門家による研修等の実施	7
	（イ）通常学級におけるアシスタント要員の配置	8
	（ウ）通常学級在籍の発達障害のある児童生徒における ICT 教材とデジタル教科書の活用	8
	（エ）通常学級の児童生徒や保護者への理解	8
	（オ）通級指導教室の増設と形態の選択	9
	（2）読書バリアフリーに向けた支援	9
	（3）発達障害の児童生徒への不登校支援	9
4	就労	9
	（1）発達障害の研修の充実	9
	（2）障害受容に基づいた就労選択支援	10
	（3）発達障害者の能力に見合った報酬体制の確立	10
	（4）発達障害者の転職支援	10
	（5）職場で使える発達障害用の合理的配慮資料の配布	10

1 共通項目（家庭・福祉・教育・就労の連携）

「トライアングル」プロジェクトの強化と家庭との情報共有

昨年度も、福祉・教育の両部局が参加可能な発達障害に関する研修や講演会を実施しました。福祉部局と教育委員会による合同研修は未実施ですが、切れ目のない支援の充実に向けて、今後も両部局で連携しながら検討を進めてまいります。

また、支援計画の作成にあたっては、まずは、子どもの成長・発達に沿った内容を基本となりますが、相談事業所においては、ご家族の意見にも丁寧に耳を傾け、計画に反映されるよう努めていただくよう、引き続き働きかけてまいります。

【障害政策課】

教育委員会では、福祉局と連携し、教員を対象とした各種研修会で、福祉部局の職員による講義を行い、連携強化に努めているところです。

個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成については、保護者の思いや考えを聞き取った上で、学校と保護者が連携して作成するように周知しております。

今後もより一層、家庭と教育と福祉の連携が進み、切れ目のない支援体制が強化されるよう努めてまいります。

【特別支援教育室】

2 障害福祉

（１）発達障害のある人への支援

（ア）児童発達支援事業所と放課後等デイサービス事業所の拡充

障害者（児）施設の整備については、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金を活用し、民間整備により進めているところです。市内施設の整備状況などを把握しながら、今後も必要な施設整備を進めてまいります。

【障害政策課】

（イ）発達障害を持つ人の交流の場の拡充

現在、発達障害者支援センターで行っている当事者対象の交流会は、参加された方が安心して、他者と交流できる機会を持てるように、継続した個別支援を行っている方を対象としています。

当センター相談者以外の方が参加できる交流会を行うということは、当センターが把握していない方が参加されることになり、もし交流の場でトラブルが生じた場合、個別支援でフォローアップすることも困難になります。そのため、どのようにして安心した参加を確保できるか、その体制の検討が必要になります。つまり、現在行っている交流会とは別の機会を新たに作る必要があります。

より広く多くの方が参加できる交流の場に対するニーズがあることを踏まえ、どのように実施が可能か今後検討してまいります。

【障害者総合支援センター】

（ウ）発達特性によるひきこもり支援

ひきこもり相談センターでは、児童期から成人期を対象として、ご本人やご家族からのひきこもりに関する相談に対応しており、ひきこもり状態の要因に、発達特性の影響が見込まれる場合は、発達特性に関する知識と理解が得られるよう支援しております。

ご本人に対しては、視覚的な媒体を用いて分かりやすく相談内容を整理する等、ご本人の状況に合わせた情報の提供に努めております。

ご本人を支えるご家族に対しては、相談の中で発達特性を含めたご本人の状況の理解が得られるよう、専門的な視点からの知識や情報提供を行っております。

引き続き、医療・福祉・教育・就労支援などの関係機関と連携を図りながら、ご本人やご家族の状況に応じた継続的かつ包括的な支援に取り組んでまいります。

【こころの健康センター】

御意見の通り、発達特性が関係しているひきこもり状態に対しては、発達特性に応じた対応も必要になります。

発達障害者支援センターでは、発達障害者支援の専門機関として、相談者の御家族には、発達特性やその対応に関する情報提供を行っております。

今後もその重要性を念頭に当センターでの支援及び関係機関への情報提供を行ってまいります。

【障害者総合支援センター】

（エ）大人の発達障害者に対する社会性や自己理解を深める訓練の場の拡充

現在市内では、生活訓練や就労移行支援などの障害福祉サービス事業所や一部の医療機関において、自己理解の支援、生活スキルやソーシャルスキルの訓練機会を提供しています。また、こうしたスキルは、より早い段階から継続して行うことが重要であるため、放課後等デイサービスでも多様な支援や訓練機会が提供されています。

事業所の増加に伴い、発達障害者支援センターではそうした訓練を求める相談者は減少し、訓練を開催しても参加者が十分集まらなかった経過があります。そのため、現在では個別相談のなかで、個々に応じた必要な支援・指導を行っています。

上記の既存の支援では支援が届かない方や、相談者以外の方への訓練機会の拡充については、当センターでどのような対象の方にどのような支援ニーズがあるか、現段階では十分把握できていないため、今後情報収集や検討をしてまいります。

【障害者総合支援センター】

（オ）頼れる家族のいない発達障害者への支援策の確立

発達障害者支援センターでは、親亡き後について、家族から御相談があった場合は、信託の活用、成年後見人制度または日常生活自立支援事業の活用、グループホームや自立生活援助などのサービス等について情報提供を行っています。

また、令和6年度は「発達障害のある人のお金と生活～親あるあいだと親なきあと～」というテーマで、一般市民向け公開講座を開催しました。

今後ますます重要なテーマであることを認識し、当センターでも研究を続け、情報提供等を行ってまいりたいと思います。

【障害者総合支援センター】

（２）家族支援の拡充

（ア）親支援の対象年齢の引き上げ

小学4年以上の発達障害の子どものご家族についてはペアレントトレーニング、ペアレントメンターの対象外となりますが、ご要望に応じて、相談・情報

入手先として、障害福祉ガイドブック掲載の障害者相談員や障害者団体を紹介してまいります。

【障害政策課】

（イ）きょうだいと配偶者への支援

発達障害者支援センターでは、相談者のご家族がご本人への対応について学び、参加者同士が情報交換し交流する機会を令和6年度は年3回開催し、今年度は4回に回数を増やして実施する予定です。ご家族の方であれば、どなたでもご参加いただけますので、配偶者やごきょうだいが参加される場合もあります。

現在のところ、親とは別の勉強会・交流の場を実施することについて、相談者からそのニーズが示されることはないため、当センターでの実施は、参加人数の確保に課題があります。そうしたニーズを当センターでも十分把握できましたら、検討が可能と考えます。

【障害者総合支援センター】

（ウ）レスパイトケアの拡充

日中一時支援事業については、令和4年度に登録可能な事業者对生活介護事業者を追加したうえで、人員配置要件を緩和し、事業への参入の促進を図っているところです。今後も、事業所への登録の呼びかけを行い、利用しやすい体制の整備に努めてまいります。

【障害福祉課】

社会福祉施設等施設整備国庫補助金を活用して通所施設やグループホームを整備する際には、短期入所を実施する計画の施設を優先して整備できるよう選定を行っております。

【障害政策課】

（３）発達障害に対する啓発周知の工夫

発達障害に対する啓発周知については、毎年、講師等の検討を行いながら、一般の方々にも興味を持って参加いただけるような講座を検討しております。ブルーライトアップや今年度はパネル展示などにも取り組んだところです。

いただきましたご意見についても、より効果的な啓発周知のため、事業のスクラップビルドも含めて検討してまいりたいと考えます。工夫については、是非ご意見頂戴できると幸いです。

【障害政策課】

（４）相談窓口の柔軟な対応

発達障害者支援センターでは、必要に応じて家族のみの相談に対応しています。

オンライン相談については、ネットワーク環境が整っていないため現在実施できませんが、できる環境を整えるため、必要な費用等の調査を行っているところです。

時間外の個別相談については、人員体制上の困難さがあるため実施していませんが、ご本人向けの情報交換会については就労されている方も参加できるように土曜日に開催しています。また、開所時間内にはなりますが、相談者のお仕事のご都合に合わせて、朝一、昼休み、夕方最終など可能な限りの時間調整を行っております。引き続き、組織体制強化に向けて取り組んでまいります。

【障害者総合支援センター】

（５）発達障害の専門医や療育機関の不足と地域格差の解消

さいたま市では、埼玉県と共同で医療関係者向けに次の研修を実施しています。

- ・かかりつけ医研修（発達障害の早期発見・早期支援の重要性に鑑み、発達障害者等が日頃より受診する診療所の主治医等の医療従事者等に対して、発達障害に関する国の研修内容を踏まえた研修を実施）

- ・医師向け研修（精神科・小児科医を対象）

- ・看護師向け研修（小児科・精神科等医療機関に勤務する看護師等を対象）

今後も、埼玉県と共同して研修を進めてまいります。

【障害政策課】

３ 教育

（１）合理的配慮とインクルーシブ教育システムの充実

（ア）教職員対象の発達障害に関する外部専門家による研修等の実施

教育委員会では、全ての教職員が合理的配慮を理解し、児童生徒に適切な支援が行えるよう周知をしているところです。

今後も引き続き、研修会等を活用して、合理的配慮についての理解を広げていけるよう努めてまいります。

【特別支援教育室】

(イ) 通常学級におけるアシスタント要員の配置

学校教育の更なる充実を図るため、全ての市立小・中・中等教育・特別支援学校にスクールアシスタントを配置し、児童生徒一人ひとりの個性や能力に応じたきめ細かな支援を幅広く行い、多様な子どもたちを誰一人取り残すことのない「個別最適な学び」の実現を目指しております。

また、教員免許をもつ方はもちろん、学校教育に関する必要な知識を有する方も含め、引き続き優秀な人材の確保に努めてまいります。

【教職員人事課】

(ウ) 通常学級在籍の発達障害のある児童生徒における ICT 教材とデジタル教科書の活用

ICTを活用した支援ツール及び支援方法については、研修会等で取り上げ、周知をしているところです。

今後も、ICT教材を活用することが必要な児童生徒が、パソコン等の端末で、適切な支援ツールとして活用ができるよう、教員への周知を続けてまいります。

【特別支援教育室】

(エ) 通常学級の児童生徒や保護者への理解

教育委員会では、全ての教職員が合理的配慮を理解し、児童生徒に適切な支援が行えるよう周知をしているところです。

引き続き、他の児童生徒や保護者へ誤解を与えることなく合理的配慮について教職員が説明することができ、支援が継続されるよう、引き続き、合理的配慮について周知に努めてまいります。

【特別支援教育室】

（オ）通級指導教室の増設と形態の選択

現在、さいたま市教育委員会では、通常の学級に在籍する障害のある児童生徒が、身近な教室で障害に応じた特別の指導が受けられるよう、通級指導教室の拡充を進めております。また、通級指導教室に通う児童生徒の指導効果を高めることを目的にして、通級指導教室担当者が児童生徒の在籍校に訪問して行う訪問による指導や、パソコンを活用したオンラインによる指導を、必要な児童生徒に対して実施しているケースもございます。

【特別支援教育室】

（２）読書バリアフリーに向けた支援

さいたま市図書館は現在、埼玉県立図書館をはじめとした県内公共図書館との相互協力のほか、サピエ図書館やみなサーチを通じた全国の加盟図書館との協力体制を取っております。今後も障害の有無に関わらず、誰もが読書を楽しめるよう、図書館をはじめとしたさまざまな機関等との協力体制を整えてまいります。

【中央図書館 資料サービス課】

（３）発達障害の児童生徒への不登校支援

不登校の背景には、発達特性や特異な才能をもっている、日本語を話す頻度が少ない、あるいは、それらが複合している場合など多様であり、多様な背景をもつ子どもたちへの支援については、包括的支援が必要です。

学校内の支援においては、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、さわやか相談員や校内教育支援センター（S o l a るーむ）の活用等が挙げられます。

学校以外の居場所としては、市内 6 か所の教育支援センターや Growth との連携により、発達特性がある児童生徒への継続的な学びを保障することが重要であると捉えております。

【総合教育相談室】

4 就労

（１）発達障害の研修の充実

就労支援係では、就職活動支援や、定着支援を行っております。障害のあるご本人のフェースシートの作成等を行ったり、訪問や、面談を通じ、企業側に本人の障害名だけではなく、障害の特性や、お願いしたい合理的配慮もお伝えするようにしております。

ご本人や企業の求めに応じ、障害をご理解いただけるよう支援を行っていきたいと思います。

【障害者総合支援センター】

(2) 障害受容に基づいた就労選択支援

令和7年10月より就労選択支援が始まっておりますが、現状、ご利用いただいた実績がなく、不明な部分もあり、分かり次第対応を検討してまいります。

【障害者総合支援センター】

(3) 発達障害者の能力に見合った報酬体制の確立

減免特例の申請先は、事業所の所在地を管轄する労働基準監督署となっております。

ご意見を参考にいたしまして、今後も、必要な情報提供を行えるように努めてまいります。

【障害者総合支援センター】

(4) 発達障害者の転職支援

R3年度まで全障害向けに職場におけるコミュニケーション講座を開催しておりましたが、参加者が少ないため事業を見直し、廃止となっております。センターで開催する講座について、今後も見直しを行ってまいります。

【障害者総合支援センター】

(5) 職場で使える発達障害用の合理的配慮資料の配布

厚生労働省が事業主向けに作成しているチラシがありますので、ホームページ等で紹介するとともに、出前講座等で企業等に行く際は、情報提供を行うよう努めてまいります。

【障害政策課】